平成２１年（フ）第５３号
三重県尾鷲市須賀利町328番地１
債務者　川富真奈美
１　決定年月日時　平成21年９月18日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２１年（フ）第１６８号
宮城県石巻市清水町２丁目７番７―402号
債務者　浜田恵久美（旧姓齋生）
１　決定年月日時　平成21年９月18日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第６０３号
さいたま市北区宮原町４丁目10番地26　Ｌｅａｖｅｓハイツ303
債務者　田中　純生
１　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第９２６号
埼玉県南埼玉郡白岡町西２丁目11番　白岡つつじヶ丘団地２―303
債務者　小林　　武
１　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第９９１号
埼玉県鴻巣市赤見台２丁目２番21―401号　駅前プラザ
債務者　川本　厚司
１　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１００５号
埼玉県蓮田市関山３丁目９番５号　フラット幸Ａ―203号
債務者　小岩井　仁
１　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１０５３号
埼玉県桶川市南２丁目５番25号
債務者　月舘美千代
１　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１０７１号
さいたま市西区大字飯田465番地３、旧住所さいたま市西区大字中野林442番地１
債務者　飯塚　博之
１　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１１２４号
さいたま市浦和区大東１丁目22番８号　あやめ荘202号
債務者　田中　　光
１　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１１３２号
さいたま市岩槻区西町４丁目２番36号
債務者　永江　純子
１　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１１４５号
さいたま市西区大字指扇1180番地　富士見ハイツ102号
債務者　海老名智子
１　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１１５４号
さいたま市大宮区吉敷町４丁目170番地１　大宮吉敷町タウン１号棟127号室
債務者　山寺　健治
１　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１１６５号
埼玉県蕨市南町３丁目13番６号
債務者　豊田　洋子
１　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１１９１号
さいたま市浦和区常盤１丁目９番14号　常盤ガーデンハウス103、旧住所東京都葛飾区四つ木４丁目６番12号
債務者　布施　幸恵（旧姓竹丸）
１　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第３４２号
埼玉県吉川市大字保752番地10
債務者　吉田　好子
１　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第４４１号
埼玉県越谷市千間台西５丁目６番地11
債務者　内田　由香
１　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第４６４号
埼玉県草加市中央１丁目５番35号　サニーコープ101号、前住所埼玉県草加市住吉２丁目２番４号　美園荘103号
債務者　渡邉きよみ
１　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係